

契 約 書 < 参 考 >

(7)

1	業 務 名 称	公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設移転に伴う 物品運搬委託業務 (詳細は仕様書のとおり)																									
2	履 行 場 所	公益財団法人西成労働福祉センターの指定する場所																									
3	履 行 期 間	契約締結の日から 平成31年 3月31日まで																									
4	金 額				十						百							千								円	
	うち取引に係る 消費税及び地方消費 税の額																										
	<small>(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、借入金額に108分の8を乗じて得た額である。</small>																										
5	契 約 保 証 金	納付 (又は免除)																									
6	適 用 除 外 条 項	な し																									

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 (甲) 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44
公益財団法人西成労働福祉センター
代表理事 内 屋 幸 治

受 注 者 (乙) 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（第30条第1項を除き、以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行又は甲が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は甲が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行又は甲が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における乙からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、乙は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の5の額に達するまで、甲は、契約保証金の増額を請求することができ、乙は、契約保証金

の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、大阪府の指名停止の措置又は指名除外の措置を受けている者を受任者又は下請負人としてはならない。

(法令上の責任等)

第5条 乙は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）並びに第10条第1項に規定する総括責任者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 乙は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、個人情報の重要性を認識し、法令に定めるもののほか、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第7条 乙は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、総括責任者及び作業員（以下「従事者」という。）にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 乙は、甲が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(業務実施計画書)

第8条 乙は、仕様書に基づき、この契約締結時に業務実施計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業

務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に要した費用を負担しなければならない。

(乙の総括責任者)

第10条 乙は、業務の指揮監督をするため、総括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に甲に届け出なければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

2 甲は、乙の置いた総括責任者が、業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められる場合は、その理由を明らかにし、乙に必要な措置をとることを求めることができる。

(作業員の届出)

第11条 乙は、作業員の氏名を甲に書面で届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。

(従事者に関する措置請求)

第12条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の従事者が業務の履行について著しく不相当であると認められる場合は、その理由を示し、乙に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(臨機の措置等)

第13条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容について、遅滞なく甲に報告しなければならない

3 甲又は施設管理責任者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないとして認められる部分の経費については、甲がこれを負担するものとする。

(甲の施設内への立入)

第14条 乙及び乙の関係者は、甲の承諾を得た上で、業務の実施のため、甲の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、乙及び乙の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(経費の負担)

第15条 業務の履行場所において、乙が作業を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを甲が負担する。乙は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

2 乙が業務を実施するに当たって使用する資機材、衛生消耗品及び作業員の制服等は、仕様書に特別の定めがない限り、乙が負担するものとする。

(事故発生時の報告)

第16条 乙は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(業務状況の報告)

第17条 乙は、仕様書に定めるところにより、業務を実施した日毎に、実施した業務内容を記録した書類を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、乙に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

(検査)

第18条 甲は、前条第2項の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を報告書の提出とみなして前項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第19条 乙は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、甲に契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約金額の変更等)

第20条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減が生じた場合であっても、契約金額又は業務仕様（以下「契約金額等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不相当であると認められる場合に限り、甲乙協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害のうち、甲に過失が認められる場合は、甲乙共同してその損害を賠償するものとする。

(業務実施日の変更)

第22条 乙は、業務の全部又は一部を甲が指定した日に実施することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付した書面により申し出なければならない。

2 甲は、前項の規定による申出があった場合において、自己の業務等に支障がないと認められるときは、乙と協議の上、業務の実施日を変更することができるものとする。

(履行遅滞)

第23条 乙は、業務の履行が乙の責めに帰すべき事由により遅滞したときは、当該業務に係る契約金額のつき、遅延日数に応じ、年5%の割合で計算して得た額の遅滞料を甲に支払

わなければならない。

(一部不履行等)

第24条 第22条第2項の規定による業務実施日の変更ができない場合において、業務の一部が不履行となったとき(第18条の検査に合格しないままとなった場合を含む。以下同じ。)は、契約金額から当該不履行となった業務に係る契約金額相当額を除外するものとする。

2 乙は、前項の場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(6) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額の100分の5に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

3 前項の場合において、甲は、第2条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。

6 甲は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第26条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 第4条の規定に違反したとき。

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、甲は、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（乙の解除権）

第28条 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、甲に未払となっている契約代金があるときは、乙の甲に対する当該契約代金及びこれに係る年5パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

（賠償額の予定等）

- 第29条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として借入金額の総額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。
- (1) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第26条第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第26条第5号に該当したとき。
- 2 乙が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、乙は、借入金額の総額の100分の10に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、乙は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺）

- 第29条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第30条 乙は、この契約に関し、第三者との間に甲の責めに帰さない紛争が生じたときは、乙の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(別記)

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

乙は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届け出及び甲に報告しなければならない。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

3 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

4 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(適正管理)

5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成させるために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が特別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

10 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

11 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。